

# **資 料**

## 計画の策定経過

| 日 程                    | 内 容   |
|------------------------|---|
| 令和4年8月1日               | 令和4年度第1回坂戸市自殺対策計画審議会<br>(1) 自殺者の現状について<br>(2) 坂戸市いのち支える自殺対策計画に関する事業計画について<br>(3) 第2次坂戸市自殺対策計画策定に係る「こころとからだの健康に関する市民アンケート」の実施について  |
| 令和4年10月31日<br>～11月21日  | 「こころとからだの健康に関する市民アンケート」を実施  |
| 令和5年3月20日              | 令和4年度第2回坂戸市自殺対策計画審議会<br>(1) 自殺者の現状について<br>(2) 第2次坂戸市自殺対策計画策定に係る「こころとからだの健康に関する市民アンケート」の結果について<br>(3) 子育て世代に関するアンケート調査の結果について  |
| 令和5年6月28日              | 令和5年度第1回坂戸市自殺対策庁内推進委員会<br>(1) 生きるための支援施策に関する事業の実施状況について<br>(2) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画に係る「こころとからだの健康に関する市民アンケート」の結果について<br>(3) 子育て世代に関するアンケート調査結果について<br>(4) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画骨子案について |
| 令和5年7月10日              | 令和5年度第1回坂戸市自殺対策計画審議会<br>(1) 生きるための支援施策に関する事業の実施状況について<br>(2) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画に係る「こころとからだの健康に関する市民アンケート」の結果について<br>(3) 子育て世代に関するアンケート調査結果について<br>(4) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画骨子案について   |
| 令和5年10月11日             | 令和5年度第2回坂戸市自殺対策計画審議会<br>(1) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画素案について  |
| 令和5年10月17日             | 令和5年度第1回坂戸市自殺対策庁内推進担当者会議<br>(1) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画素案について  |
| 令和5年10月24日             | 令和5年度第2回坂戸市自殺対策庁内推進委員会<br>(1) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画素案について  |
| 令和5年11月14日             | 令和5年度第3回坂戸市自殺対策計画審議会<br>(1) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画素案について  |
| 令和5年12月5日<br>～令和6年1月4日 | 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画（素案）に対する意見公募<br>(市民コメント)  |
| 令和6年1月22日              | 令和5年度第3回坂戸市自殺対策庁内推進委員会<br>(1) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画（素案）に係る市民コメントの結果について<br>(2) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画（素案）に係る各会派からの質疑について<br>(3) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画（最終案）について                              |

|           |  |
|-----------|--|
|           | 令和5年度第4回坂戸市自殺対策計画審議会<br>(1) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画（素案）に係る市民コメントの結果について<br>(2) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画（素案）に係る市議会議員からの質疑について（案）<br>(3) 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画（最終案）について<br>(4) 計画の策定に係る答申（案）について |
| 令和6年2月5日  |  |
| 令和6年2月14日 | 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画について（答申）   |
| 令和6年3月    | 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画策定   |

# 坂戸市自殺対策計画審議会条例

平成 29 年 12 月 19 日

条例第 35 号

## (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に関する事項を審議するため、坂戸市自殺対策計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、坂戸市自殺対策計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 社会福祉、医療又は雇用に関する職務に従事する者

(4) 市民の代表者

(5) 公募に応じた市民

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども健康部坂戸市立市民健康センターにおいて処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年坂戸町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（令和 2 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 坂戸市自殺対策計画審議会委員名簿

敬称略

| 番号 | 氏名   | 選出区分 | 所属等  |
|----|--|------|--|
| 1  | 河内 裕介  | 1号   | 埼玉弁護士会<br>鶴ヶ島法律事務所 弁護士                         |
| 2  | 山路 真佐子                                       | 1号   | 埼玉医科大学 准教授                                     |
| 3  | 小島 慎介  | 2号   | 西入間警察署 生活安全課長                                  |
| 4  | 大竹 智英  | 2号   | 坂戸保健所 保健予防推進担当部長                               |
| 5  | 森田 博恵  | 2号   | 坂戸市立住吉中学校 養護教諭                                 |
| 6  | 竹原 陽一  | 3号   | 一般社団法人 坂戸鶴ヶ島医師会<br>医療法人明陽会 竹原クリニック 院長          |
| 7  | 武藤 真紀  | 3号   | 坂戸市障害者等相談支援センター<br>管理者・相談支援専門員                 |
| 8  | ◎三ヶ田 猛                                       | 3号   | 坂戸市介護保険事業者連絡会<br>社会医療法人刀仁会 介護老人保健施設はづらつ<br>事務長 |
| 9  | 内藤 武   | 3号   | 社会福祉法人 埼玉いのちの電話<br>事務局長                        |
| 10 | ○新井 勇  | 3号   | 社会福祉法人 坂戸市社会福祉協議会 会長                           |
| 11 | 正田 実<br>(～令和5年3月31日)<br>鹿島 貴彰<br>(令和5年4月1日～) | 3号   | 川越公共職業安定所 次長                                   |
| 12 | 井手 和夫  | 4号   | 坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会<br>副会長                      |
| 13 | 松原 愛子  | 5号   | 公募委員   |
| 14 | 力石 まり子                                       | 5号   | 公募委員   |
| 15 | 坂田 勉   | 5号   | 公募委員   |

◎会長 ○副会長

## 諮問

坂健発第706号  
令和4年8月1日

坂戸市自殺対策計画審議会会長 様

坂戸市長 石川 清

第2次坂戸市自殺対策計画の策定について（諮問）

第2次坂戸市自殺対策計画の策定について、坂戸市自殺対策計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求める。

## 答申

令和6年2月14日

坂戸市長 石川清様

坂戸市自殺対策計画審議会  
会長 三ヶ田猛

### 第2次坂戸市自殺対策計画の策定について（答申）

令和4年8月1日付け坂健発第706号により諮問がありました第2次坂戸市自殺対策計画（以下「第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画」という。）の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

#### 答申

この度まとめられた、第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画につきましては、市民が生きることの包括的支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、本市の実情に沿った施策を実施する計画として概ね適正なものであると認められます。

なお、本審議会における別紙意見・要望について配慮され、基本理念に掲げた「かけがえのない いのちを支えるまち さかど」の実現に向けて、市民、保健・医療・福祉・教育等の各分野及び関係機関等との連携による自殺対策の着実な推進が図られますことを期待するものであります。

## 別紙

### 意見・要望

- ・本計画の推進を通じて社会全体の自殺リスクを下げるためには、市が推進する全ての政策分野において、生きる支援にあたる人々が、市民一人ひとりの生活を守るという姿勢で施策の展開に努めること。
- ・本計画の着実な推進に努めるとともに、本計画に基づく各施策の実施状況、目標の達成状況を把握し、その効果等の評価を行い、公表し、必要に応じて見直しを行うこと。
- ・制度に変化が生じた場合は、計画の期間中であっても迅速に計画の見直しを図ること。
- ・本計画に基づく施策、事業の推進及び見直しに当たっては、本市の自殺実態の把握に努めること。

# 坂戸市自殺対策庁内推進委員会設置要領

(平成 29 年 10 月 30 日市長決裁)

## (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づく坂戸市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関し、関係部課相互の円滑な連絡調整及び総合的検討を行い、自殺対策に関する効果的な対策の推進を図るため、坂戸市自殺対策庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、こども健康部長をもって充てる。

## (委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

## (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

## (担当者会議)

第6条 第2条の各号のうち、専門性を有するものについて調査審議するため、担当者会議を設置することができる。

- 2 担当者会議の構成員は、市職員のうちから委員長が指名する。
- 3 担当者会議に議長を置き、こども健康部市民健康センター所長をもって充てる。
- 4 議長は担当者会議を代表し、会務を総理する。
- 5 議長に事故があるときは、担当者会議に属する委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 その他運営に必要な事項は、委員会に諮って決定する。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども健康部市民健康センターにおいて処理する。

## (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|       |   |
|-------|---|
| 市長部局  | 政策企画課長 防災安全課長 人権推進課長 納税課長 市民生活課長<br>交通対策課長 健康保険課長 こども支援課長 市民健康センター所長<br>福祉総務課長 高齢者福祉課長 障害者福祉課長 商工労政課長 |
| 教育委員会 | 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長  |

## アンケート調査票

### ● 【あなた自身のことについて】

問1. 性別をお答えください。

※回答することに抵抗がある方は無回答で結構です。

1. 男性

2. 女性

3. その他

問2. 年齢をお答えください。(令和4年4月1日時点)

歳

問3. 身長と体重をお答えください。【例】身長 159.5cm 体重 57.5kg

身長

cm

体重

kg

問4. 住んでいる町名又は大字名をお答えください。

【参考】千代田、鶴舞、清水町、にっさい花みず木、西坂戸、紺屋など

人

### ● 【食生活・栄養・食育について】

問8. 主食・主菜・副菜がそろった食事は1日何回ありますか。

【参考】主食：ごはん、パン、麺 主菜：肉、魚、卵、大豆製品の料理 副菜：野菜、海藻の料理

1. 1日3回

2. 1日2回

3. 1日1回

4. ほとんどない

問9. 普段、朝食を食べていますか。

1. ほぼ毎日食べている

2. 週4～5日食べている

3. 週2～3日食べている

4. ほとんど食べていない

問 10. 家族や友人と食事をする日はどのくらいありますか。

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1. ほぼ毎日  | 2. 週4～5日  | 3. 週2～3日 |
| 4. 週1回程度 | 5. ほとんどない |          |

問 11. 自分で手作りの食事が準備できますか。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. いつもできる  | 2. まあまあできる |
| 3. あまりできない | 4. 全くできない  |

問 12. 自分にとって適切な食事内容、量を知っていますか。

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. まあまあ知っている |
| 3. あまり知らない | 4. 全く知らない    |

問 13. 塩分をとりすぎないようにしていますか。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. いつもしている  | 2. まあまあしている |
| 3. あまりしていない | 4. 全くしていない  |

問 14. 外食するときや食品を購入するとき、カロリーや塩分などの栄養成分表示を見ますか。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1. いつも見る  | 2. ときどき見る |
| 3. あまり見ない | 4. 全く見ない  |

問 15. 坂戸市で認定している「食を通じた健康づくり応援店」を知っていますか。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1. 知っていて、利用したことがある | 2. 知っているが、利用したことない |
| 3. 知らない            |                    |

問 16. ゆっくりよくかんで（一口で30回くらいかんで）食べていますか。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. ゆっくりよくかんでいる | 2. まあまあかんでいる    |
| 3. あまりかんでいない   | 4. ゆっくりよくかんでいない |

問 17. 葉酸（ようさん）というビタミンを知っていますか。

- |            |             |         |
|------------|-------------|---------|
| 1. よく知っている | 2. 聞いたことはある | 3. 知らない |
|------------|-------------|---------|

問 18. 普段、1日に野菜料理（野菜を主な食材とした料理）を皿数で考えると何皿食べていますか。※1皿は小鉢1コ分と考えてください。

- |             |         |         |
|-------------|---------|---------|
| 1. ほとんど食べない | 2. 1～2皿 | 3. 3～4皿 |
| 4. 5～6皿     | 5. 7皿以上 |         |

1皿の目安（例）



問 19. 食育に関する関心がありますか。

【参考】食育とは、単に望ましい食習慣のための知識を身に着けるだけでなく、食卓での一家団らんなどを通じて社会性を育んだり、食文化を理解したりすることを含む幅広い教育です。

- |          |                  |                  |
|----------|------------------|------------------|
| 1. 関心がある | 2. どちらかと言えば関心がある | 3. どちらかと言えば関心がない |
| 4. 関心がない | 5. わからない         |                  |

問 20. 日々の食事が、動植物の命や自然の恵みによって成り立っていることを感じることがありますか。

- |             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. いつも感じている | 2. まあまあ感じている | 3. あまり感じていない |
| 4. ほとんど感じない | 5. わからない     |              |

問 21. 坂戸産の食材を利用していますか。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. よく利用している   | 2. まあまあ利用している |
| 3. あまり利用していない | 4. 利用していない    |

問 22. 「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。(いくつでも)

- |                                     |                               |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 1. 残さずに食べる                          | 2. 冷凍保存を活用する                  |
| 3. 料理を作りすぎない                        | 4. 飲食店で注文し過ぎない                |
| 5. 「賞味期限」を過ぎてもすぐには捨てず、自分で食べられるか判断する | 6. 冷蔵庫等の食材の種類、量、賞味期限を日頃から確認する |
| 7. 残った料理を別の料理に作り替える                 | 8. 小分け商品など、食べきる量だけ購入する        |
| 9. その他( )                           | 10. 取り組んでいることは特にない            |

【参考】「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいい、国内における「食品ロス」の量は年間 522 万 t となっています。(令和 2 年度推計値)

「食品ロス」は事業活動を伴って発生する「事業系食品ロス」と、各家庭から発生する食品ロス「家庭系食品ロス」に分かれ、それぞれの排出量は約半分ずつとなっています。

## ● 【運動について】

問 23. 日ごろ、意識的に身体を動かすようにしていますか。

- |            |              |              |
|------------|--------------|--------------|
| 1. ほぼ毎日    | 2. 週 4 ~ 5 日 | 3. 週 2 ~ 3 日 |
| 4. 週 1 日程度 | 5. ほとんどしない   |              |

問 24. 日ごろ、楽しく運動をしていますか。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. いつもしている  | 2. まあまあしている |
| 3. あまりしていない | 4. 全くしていない  |

問 25. 通勤等を含めた 1 日の生活の中で、平均してどのくらいの時間歩きますか。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1. 2 時間以上          | 2. 1 時間以上 ~ 2 時間未満 |
| 3. 30 分以上 ~ 1 時間未満 | 4. 30 分未満          |
| 5. ほとんど歩かない        |                    |

## ● 【身体のケアについて】

問 26. 自身の健康についての相談や病気になったとき診てもらうための、かかりつけ医又はかかりつけ歯科医がいますか。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1. 両方いる        | 2. かかりつけ医がいる |
| 3. かかりつけ歯科医がいる | 4. 両方いない     |

問 27. 過去1年以内に、健診（職場や学校などの健康診断や特定健診、健康診査など）や人間ドックを受けましたか。

- |        |               |
|--------|---------------|
| 1. 受けた | 2. 受けていない（理由） |
|--------|---------------|

«20歳以上の方のみお答え下さい»

問 28. 過去1年以内に、以下のがん検診を受けましたか。

(①～⑤それぞれ受けたものに○)

※国の基準により、胃がん・乳がん・子宮頸がん検診は2年に1度の受診となっていますので、それらについては2年以内に受診したかで回答してください。また、④と⑤については女性のみ回答してください。また、「受けていない」を回答した方は、理由も記入してください。

|           | 職場の<br>検診で<br>受診 | 市が実施<br>する検診<br>で受診 | 人間ドック<br>などで個人<br>的に受診 | 受けていない |    |
|-----------|------------------|---------------------|------------------------|--------|----|
| ①胃がん検診※   | 1                | 2                   | 3                      | 4→     | 理由 |
| ②肺がん検診    | 1                | 2                   | 3                      | 4→     | 理由 |
| ③大腸がん検診   | 1                | 2                   | 3                      | 4→     | 理由 |
| ④子宮頸がん検診※ | 1                | 2                   | 3                      | 4→     | 理由 |
| ⑤乳がん検診※   | 1                | 2                   | 3                      | 4→     | 理由 |

問 29. 健康診断などで異常が認められたとき、それに基づいて生活習慣を見直していますか。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1. 見直している    | 2. 見直したいがなかなかできない |
| 3. 見直すつもりはない | 4. 異常を認められたことがない  |

問 30. お酒を飲む頻度はどのくらいですか。

- |          |               |             |
|----------|---------------|-------------|
| 1. 毎日    | 2. 週5～6日      | 3. 週3～4日    |
| 4. 週1～2日 | 5. 月に1～3日     | 6. ほとんど飲まない |
| 7. やめた   | 8. 飲まない（飲めない） |             |

«問30において1～4を選んだ方»

問31. お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。

【換算】換算 \*日本酒1合(180ml)は、次の量に相当します。

- ビール中ビン1本(500ml)
- 焼酎25度(110ml)
- チューハイ7度(350ml)
- ウイスキーダブル1杯(60ml)
- ワイン2杯(240ml)

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 1合未満     | 2. 1合以上2合未満 | 3. 2合以上3合未満 |
| 4. 3合以上4合未満 | 5. 4合以上5合未満 | 6. 5合以上     |

問32. タバコを吸っていますか。

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1. 吸っているがやめる気はない | 2. 吸っているがやめたいと思う |
| 3. 以前吸っていたがやめた   | 4. 過去も現在も吸っていない  |

«問32において1、2を選んだ方»

問33. 他人にタバコの煙を吸わせないようにしていますか。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. いつもしている  | 2. まあまあしている |
| 3. あまりしていない | 4. 全くしていない  |

問34. C O P D（慢性閉塞性肺疾患）を知っていますか。

【参考】C O P D（慢性閉塞性肺疾患）とは、タバコの煙などの有害物質を長期に吸い込むことにより、息切れや呼吸困難を引き起こす肺の生活習慣病です。

- |            |             |         |
|------------|-------------|---------|
| 1. よく知っている | 2. 聞いたことはある | 3. 知らない |
|------------|-------------|---------|

## ●【歯の健康について】

問35. 歯や歯ぐきについて気になることはありますか。(いくつでも)

- |             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 1. 歯が痛む、しみる | 2. 歯ぐきの色     | 3. 歯ぐきの腫れ |
| 4. 口臭       | 5. 歯並び、かみ合わせ | 6. 歯の色    |
| 7. 口が渴く     | 8. 歯ぐきから血が出る | 9. その他( ) |
| 10. 特になし    |              |           |

問36. 定期的に歯科健診（クリーニング等を含む）を受けていますか。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 6か月に1回以上 | 2. 年に1回        |
| 3. 数年に1回    | 4. 受けていない（理由 ) |

問37. 糸ようじ、歯間ブラシなどを使用して、歯と歯の間の清掃をしていますか。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 毎回使用している   | 2. たまに使用している |
| 3. あまり使用していない | 4. 全く使用していない |

問38. 歯周病を指摘されたことがありますか。

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問 39. 歯周病が、糖尿病や心筋梗塞など身体の病気に影響を及ぼすことを知っていますか。

【参考】歯周病と糖尿病は、相互に悪影響を及ぼすことが分かっています。歯肉の炎症によって身体の血糖のコントロールが悪化し、糖尿病が発症・進行しやすくなります。また、歯周病により血管内に侵入した歯周病原因菌が排出する物質が、動脈硬化を誘導する危険性があり、心筋梗塞を引き起こす可能性が高まると言われています。

- |            |             |         |
|------------|-------------|---------|
| 1. よく知っている | 2. 聞いたことはある | 3. 知らない |
|------------|-------------|---------|

### ● 【こころの健康について】

問 40. 睡眠による休養がとれていますか。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. よくとれている   | 2. まあまあとれている |
| 3. あまりとれていない | 4. とれていない    |

問 41. 悩みやストレスを感じた時、そのストレスを解消できていますか。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. できている | 2. できていない |
|----------|-----------|

問 42. 悩みやストレスを感じた時、だれかに相談しますか。

- |         |          |
|---------|----------|
| 1. 相談する | 2. 相談しない |
|---------|----------|

#### 《問 42において 1 を選んだ方》

問 43. 相談相手はだれですか。(いくつでも)

- |            |              |              |
|------------|--------------|--------------|
| 1. 同居の家族   | 2. 同居していない家族 | 3. 友人        |
| 4. 近所の知り合い | 5. 職場の上司や同僚  | 6. 学校の先生     |
| 7. カウンセラー  | 8. 行政の相談機関   | 9. 民間の電話相談など |
| 10. 医師     | 11. その他( )   |              |

#### 《問 42において 2 を選んだ方》

問 44. 相談しない理由は何ですか。(いくつでも)

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1. 相談するのは恥ずかしい   | 2. だれかに弱音を吐くべきではない |
| 3. だれにも迷惑をかけたくない | 4. 相談先を知らない        |
| 5. 相談する人がいない     | 6. その他( )          |

問 45. 「うつ病のサイン」を知っていますか。

【参考】○自分で感じる症状

気分が沈む、悲しい、イライラする、集中力がない、物事を悪い方へ考える、決断ができないなど

○周りから見てわかる症状

表情が暗い、涙もろくなったり、落ちつきがない、飲酒量が増える、遅刻・欠勤が増えるなど

○身体に出る症状

眠れない、食欲がない、疲れやすい、下痢や便秘が続く、身体がだるい、頭痛、肩こりなど

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 46. もし、ご家族や親しい友人など身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき、心療内科や精神科などの医療機関へ相談することを勧めますか。

1. 勧める

2. 勧めない

3. わからない

問 47. ゲートキーパーという言葉を知っていますか。

【参考】ゲートキーパー（命の門番）とは、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受けとめ、適切な支援につなげ見守っていく人のことです。

1. よく知っている

2. 聞いたことはある

3. 知らない

### ● 【新型コロナウイルスの影響について】

問 48. 新型コロナウイルス感染症の流行により、体調や生活習慣に影響はありましたか。  
(いくつでも)

1. 生活が不規則になった

2. 体重が減った

3. 体重が増えた

4. 体を動かす機会が減った

5. 食事のバランスが悪くなった

6. 睡眠時間が不規則になった

7. スマホやゲームをする時間が増えた

8. カフェインを摂取する量が増えた

9. 飲酒量が増えた

10. タバコを吸う量が増えた

11. その他( )

12. 特に影響はない

問 49. 新型コロナウイルス感染症の流行により、精神面に影響はありましたか。  
(いくつでも)

1. 不安な気持ちでいることが増えた

2. 寝つきが悪くなった

3. イライラすることが増えた

4. 気持ちが落ち着かない時間が増えた

5. 集中力が続かなくなったり

6. 無気力な気分でいることが増えた

7. その他( )

8. 特に影響はない

問 50. 新型コロナウイルス感染症の流行により、健康づくりのために新たに取り組んだことはありますか。(いくつでも)

1. 規則正しい生活を意識するようになった

2. 以前よりも運動するようになった

3. バランスの良い食事をとるようになった

4. 睡眠時間を確保するようになった

5. スマホやゲームをする時間を減らした

6. カフェインを摂取する量を減らした

7. 飲酒量を減らした

8. タバコを吸う量を減らした

9. その他( )

10. 新たに取り組んだことは特にない

### ● 【前向きな生き方について】

問 51. 夢・生きがい・目標を持っていますか。

1. かなり持っている

2. やや持っている

3. あまり持っていない

4. 全く持っていない

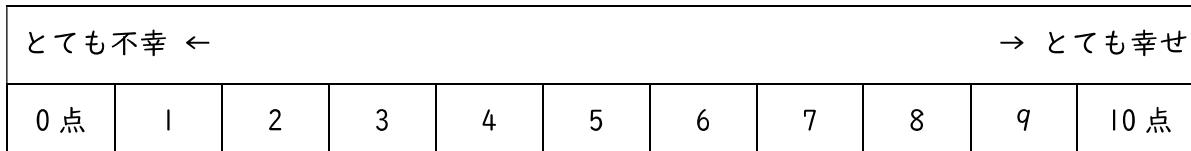
問 52. 自分らしい人生が送れていると思いますか。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1. かなり思う   | 2. やや思う   |
| 3. あまり思わない | 4. 全く思わない |

問 53. 普段自分で健康だと思いますか。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1. とても健康    | 2. まあまあ健康 |
| 3. あまり健康でない | 4. 健康でない  |

問 54. 現在、あなた自身はどの程度幸せですか。「とても幸せ」を 10 点、「とても不幸」を 0 点とすると、何点くらいになると思いますか。



問 55. 日常生活の中で買物や散歩などを含め、外出についてはどのようにしていますか。

- |                               |                                   |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 自分から積極的に外出する方である           | 2. 家族や他の人に誘われたり、仲間がいたりすれば外出する方である |
| 3. 家族や他の人から誘われれば、仕方なく外出する方である | 4. 家族や他の人から誘われても極力外出しない方である       |
| 5. 外出することはほとんどない              |                                   |

問 56. 身近な人にあいさつをしていますか。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. いつもしている  | 2. まあまあしている |
| 3. あまりしていない | 4. 全くしていない  |

問 57. 地域活動（ボランティア、サークル、自治会活動など）に参加していますか。

- |                |             |             |
|----------------|-------------|-------------|
| 1. ほぼ毎日        | 2. 週 1 回くらい | 3. 月 1 回くらい |
| 4. 数か月に 1 回くらい | 5. ほとんどしない  |             |

問 58. いつも家族や仲間に囲まれて生活していると思いますか。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1. つねに思う   | 2. まあまあ思う |
| 3. あまり思わない | 4. 全く思わない |

## ● 【お住まいの地域（主に自宅に近い範囲）環境について】

問 59. いざという時、隣人などご近所に助け合える環境が身近にありますか。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. つねにある | 2. まあまあある |
| 3. あまりない | 4. 全くない   |

問 60. あなたにとって、ご自身と地域の人たちのつながりは強い方だと思いますか。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1. 強く思う    | 2. まあまあ思う |
| 3. あまり思わない | 4. 全く思わない |

問61. 歩いていて気持ちの良いきれいな景観、楽しい景観などがありますか。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. よく当てはまる    | 2. まあまあ当てはまる |
| 3. あまり当てはまらない | 4. 全く当てはまらない |

問62. あなたは普段、健康に関する情報をどのような媒体を通じて入手していますか。

(いくつでも)

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 1. 広報さかど   | 2. 市のホームページ・公式SNS      |
| 3. インターネット | 4. テレビ・ラジオ             |
| 5. 新聞・雑誌   | 6. SNS(インスタグラム、ツイッター等) |
| 7. 友人・知人   | 8. 地域活動・サークル活動仲間       |
| 9. その他( )  |                        |

問63. 最後に健康づくりについて、日ごろ感じていることや心がけていること、その他ご意見がございましたらお書きください。

■■■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。■■■

# 自殺対策基本法

平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号

平成二八年 三月三〇日号外法律第一一號〔第一次改正〕

## 目次

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十三条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

## 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。  
(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

# 自殺総合対策大綱（概要）（令和4年10月14日閣議決定）

## 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の現実を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きること の促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

## 第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

## 第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画

令和6年3月発行

発 行：坂戸市

編 集：坂戸市 こども健康部 市民健康センター  
〒350-0212 埼玉県坂戸市大字石井 2327-3

電 話：049-284-1621

F A X：049-284-3939

U R L：<https://www.city.sakado.lg.jp/>



